

## バス停共用予定箇所及びバス停を共用する理由

## 【乗降場所を選定するにあたっての経緯】

- 今回は、2か月のみの実証運行であり、既存のガードレールなどは原則として変更しないことを前提として、乗降場所を検討した。
- 乗降場所として、公共施設や公園、民間施設の車庫の出入口からの距離や交差点からの距離など、道路交通法上の規制を勘案した上で、利用者が安全に乗降りできる場所を約60か所検討したが、現場の交通量や道路幅員の狭さ、道路の見通しの悪さなど、設置できない箇所が多く、結果として、バスが運行する幅員の広い道路に、設置する必要が生じた。
- バス路線となっている道路上のガードレールの敷設状況を確認したところ、バス停の共用以外に乗降場所の設定ができなかった。

## (1) 新四ツ木橋バス停 都営バスとの共用



## 【バス停を共用する理由】

- ・ エリア内の道路の幅員が狭く、オンデマンドバスが乗降りのために停車すると、交通障害となる恐れがあることから、水戸街道沿いのスポットを検討したところ、ガードレールが全面に設置されており、バス停の共用以外では、乗降場所を設定することができなかった。

## (2) 八広六丁目バス停 都営バスとの共用



### 【バス停を共用する理由】

- ・公園を乗降場所として選定したが、歩道と車道との間に子どもの飛び出しを防ぐためのガードレールが設置されており、利用者が安全に乗降りできるスペースが、バス停の箇所のみであり、バス停の共用以外では、本公園を乗降場所として設定することができなかった。

## (3) 社会福祉会館前バス停 都営バスとの共用



### 【バス停を共用する理由】

- ・施設（社会福祉会館）を乗降場所に設定したが、施設近くに交差点があり、また車道と歩道の上にガードレールが設置されており、バス停の共用以外では、本施設を乗降場所として設定することができなかった。

(4) 三輪里稻荷神社入口バス停 区内循環バスとの共用



【バス停を共用する理由】

- ・当初、周辺の公園等を乗降場所として設定する予定だったが、道路幅員が狭く、オンデマンドバスの停車がこの地域の交通阻害となる恐れがあることから、設置不可と判断した。
- ・比較的広い通りである八広中央通り沿いは、ガードレールが設置されており、利用者が安全に乗降りできる場所は、バス停の共用以外にないと判断した。

(5) すみだスポーツ健康センター入口バス停 区内循環バスとの共用



【バス停を共用する理由】

- ・公園を乗降場所として設定したが、ガードレールが設置されていることから、利用者が安全に乗降りできる場所がバス停共用以外になかった。

## (6) 橋通りバス停 都営バスとの共用



### 【バス停を共用する理由】

- ・当初、中村病院前バス停（区内循環バス）を共用する予定だったが、明治通りとの交差点に近く、車や自転車の交通量が多いこと、歩道が狭いことから、乗降場所として共用することは難しいと判断した。
- ・近隣の広い通りである明治通り沿いで、設置場所を検討したが、ガードレールの設置状況、交差点や車庫との距離など、道路交通法上の規制を踏まえると、バス停の共用以外に、安全に乗降りできる場所がなかった。